

経営者のための やさしい企業年金教室

平成28年10月18日

19 時限目：「個人型確定拠出年金の愛称は、iDeCo（イデコ）」

個人型確定拠出年金（DC）の愛称募集には、4,000件以上の応募があり、その中から「iDeCo」（individual Defined Contribution）に決まったとの発表が先日ありました。「i」には「私」という意味が込められているようで、自分で運用する年金の特徴を捉えていると選定理由を説明しています。

DC制度が導入されてから15年が経過しますが、企業型DCの加入者が600万人に達しようとしているにも関わらず、個人型DCは30万人弱に留まっています。こうした中、前回（18時限目）の記事でご紹介したように、平成28年5月の「改正確定拠出年金法」の成立により、公務員や第3号被保険者（いわゆる専業主婦）も個人型DCに加入できるようになりました。今回の愛称募集を含め、個人型DCを普及させようとする、国の本気度がうかがえます。

一方、28年10月から従業員501人以上の企業に勤めている短時間労働者で、①週の

所定労働時間が20時間以上、かつ②賃金の月額が8.8万円以上、等に該当する場合には、厚生年金保険の加入対象者となりました。103万円の壁と言われている「配偶者控除」を「夫婦控除」に変更する案は、29年度の税制改正では見送られるようですが、労働力不足もあり、女性にもっと働いてもらい社会で活躍してもらおうという気運は高まっています。

さらに、厚生労働省の財政検証によれば、公的年金による所得代替率（現役世代に対する収入の割合）が、26年度は60%を超えているものの、30～40年後には40～50%に低下する見込みです。今後は老後資金を自分で手当するという自助努力の必要性が明らかになってきました。

こうした年金を巡る流れの中、当然ながら、企業型DCへの関心も高まってくるものと思われます。現在、企業型DCの導入企業のうち、従業員拠出（マッチング拠出）を行っている企業は40%程度に過ぎませんが、今後、

経営者のための やさしい企業年金教室

従業員から老後資金の形成手段として拠出を します。

求める声が強まってくるものと考えられます。

マッチング拠出のメリットと留意点（下図） ◇企業年金相談センター（NPO法人企業・
を理解し、導入の検討を始めることをお勧め 団体支援日本FP協議会） 田中 均

＜マッチング拠出(従業員拠出)のメリットと留意点＞

メリット	<ul style="list-style-type: none">●従業員が拠出する掛金は、<u>全額所得控除の対象となる</u>●運用益は、非課税となる●受け取る時は、一時金なら退職所得控除、年金なら公的年金等控除の対象となる
留意点	<ul style="list-style-type: none">●企業が拠出する掛金と合わせて拠出限度額がある<ul style="list-style-type: none">・他の企業年金制度がない場合：年額66万円・他の企業年金制度がある場合：年額33万円●従業員の拠出額は、企業の拠出額を超えることは出来ない●運用結果は、自己責任となる